

貸付制度など(貸付できない場合があります)

名称	内容	連絡先(Tel)
生活福祉資金貸付金	低所得世帯等を対象に、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を支援します。(教育支援資金等)	(福)長岡京市社会福祉協議会 958-6912
定時制課程及び通信制課程修学奨励金	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進します。 高等学校の定時制・通信制課程を卒業した時は返還が免除されます。 ※所得制限あり ※「京都府奨学のための給付金」を受給される場合は、貸付金の金額を調整する場合があります。 定時制 公立:14,000円/月 私立:29,000円/月 通信制 公立:14,000円/月 私立:14,000円/月	在学している高校又は 公立高校:京都府教育庁高校教育課 414-5054 私立高校:京都府文化生活部文教課 414-4517
独立行政法人 日本学生支援機構奨学金	優秀な学生で、経済的に困難な世帯の学生に対して大学・高専等の修学に必要な学費の貸付が受けられます。(学力要件あり)	在学している学校へ
京都府高等学校等 修学資金(貸付)	勉強意欲がありながら経済的に困難な世帯の高校生等に対して、 修学に必要な資金の貸付が受けられます。 ※保護者が京都府内に在住であることや所得要件等の要件があります。 ※「京都府奨学のための給付金」を受給される場合は、貸付金の金額を調整する場合があります。	在学している学校 又は 京都府教育庁高校教育課 414-5043
京都府修学支援 特別融資利子補給	上記「高等学校等修学資金」の所得要件を超え、京都府の定める一定の所得基準内の保護者を対象に、提携金融機関の特別融資に係る利子分を補助します。 ※保護者が京都府内に在住であることや所得要件等の要件があります。	
京都府看護師等 修学資金(貸付)	将来、京都府内で看護師等の業務に従事しようとする人に対し、修学資金を貸与します。 (一定の貸付要件及び条件付きで返還免除となる場合があります。)	京都府健康福祉部医療課 414-4746 又は 414-4754
京の子育て応援総合融資 「Tomorrow-loan(トゥモロー)」	扶養するお子さまが原則22歳以下で、安定継続した収入がある満18歳以上満70歳未満の府内在住の方を対象に、金融機関から子育てに関する費用最大200万円を融資します。 ※各金融機関所定の条件がございます。	京都府健康福祉部 こども・青少年総合対策室 414-4602

長岡京市子育て支援ナビ「ながすく!」で便利な機能を活用しよう!

「ながすく!」とは子育て情報を発信するためのWebサイトです。子育てに悩んだ際のQ&Aや市内の子育て関連施設マップ、施設利用や保育料シミュレーションなど情報盛りだくさん。登録を行うとお子さまの年齢に応じたお知らせやイベント情報が表示されます。在園中の保育施設・幼稚園からのお知らせも見ることができます。

<https://www.nagasuku.jp/>

便利なナビを活用して、
長岡京市での子育て情報を入手しましょう!

二次元コードはこちら▶▶



【お問い合わせ先】

子育て支援課 保育係

Tel 955-9518 / FAX 952-0001

子育て支援課 子育て支援係

Tel 955-9558 / FAX 952-0001



児童手当

(子育て支援課子育て支援係 TEL 955-3155)

● 支給対象

児童手当は、中学校卒業まで(15歳に達した後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給します。

支給額・支給時期

	児童の年齢	児童手当月額
所得制限 限度額未満	0～3歳未満	一律…15,000円
	3歳以上小学校修了前	第1子・第2子…10,000円 第3子以降…15,000円
	中学生	一律…10,000円
所得上限限度額未満(0歳～中学生)		一律…5,000円(特例給付)
所得上限限度額以上(0歳～中学生)		支給対象外(※)

6月期払い 2月～5月分(4か月分)

10月期払い 6月～9月分(4か月分)

2月期払い 10月～1月分(4か月分)

※18歳に達する日以後の最初の3月31日
までの間にある児童のうち、年齢の一番
高い児童から第1子と計算します。

(※)支給対象外となった後に所得が限度額を下回った場合は、改めて認定請求が必要です。

所得制限

所得額の計算方法

所得額

年間
収入金額必要経費
(給与所得控除等)100,000円
(給与所得及び公的年金等に
係る雑所得の合計額から控除)80,000円
(社会保険料相当・一律)下記の
諸控除

扶養親族等 の数	所得制限 限度額	所得上限 限度額
0人	622万	858万円
1人	660万	896万円
2人	698万	934万円
3人	736万	972万円
4人	774万	1,010万円
5人	812万	1,048万円
1人増える毎に	38万円を加算	38万円を加算

諸控除一覧

- 雑損控除相当額 ● 医療費控除相当額 ● 特別障害者控除40万円
- 障害者控除27万円 ● 寡婦(夫)控除27万円 ● ひとり親控除35万円
- 勤労学生控除27万円 ● 小規模企業共済等掛金控除相当額

※配偶者、同居の家族の所得は計算しません。

※老人控除対象配偶者または、老人扶養親族がある場合は、
1人につき6万円を所得制限限度額に加算します。重要な
お知らせ令和6年10月から児童手当の制度が
改正される予定です。
最新の情報は市ホームページでご確認ください。児童手当
の概要制度改正
について

申請方法

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、誕生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても、異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

申請先

子育て支援課へ直接窓口もしくは郵送で提出。

申請に
必要な書類

- ◆ 請求者の健康保険被保険者証の写しなど(国民年金や年金未加入者は不要)
- ◆ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
- ◆ 個人番号カード(写真付)もしくは通知カードもしくは個人番号が記載された住民票の写し等
- ◆ 運転免許証、パスポート等(本人確認書類)

※この他にも必要に応じて提出する書類等があります。

現況届

現況届は、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。令和4年6月から児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

現況届の 提出が 必要な方

- ◆配偶者からの暴力等により、住民票の所在地と異なる市町村で受給している方
- ◆戸籍がない支給要件児童を養育する方
- ◆離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ◆養育している児童と別居している方
- ◆その他市町村から提出の案内があった方

一度申請して頂いた後にも、次の場合は届け出が必要です

1. 第2子以降が生まれたとき。
2. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき。(長岡京市と勤務先に届け出・申請が必要)
3. 長岡京市から転出したとき。
4. 児童を養育しなくなった(施設入所含む)等により、支給対象となる児童の数が減った、またはなくなったとき。
5. 養育している児童と別居したとき。
6. 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき。
7. 海外に住んでいる父母から、国内で児童を養育している者として「父母指定者」の指定を受けたとき。
8. 受給者の加入する年金が変わったとき。(3歳未満の児童がいる場合のみ)

※上記のほかにも、ご家庭の状況に変化があった場合はお問い合わせください。

児童手当Q&A

Q 国外に住んでいる児童は対象？

A 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合のみに児童手当を支給します。ただし、児童が海外に留学している場合は、児童手当を受け取ることができる場合があります。

Q 児童が児童福祉施設に入所している場合や里親に委託されている場合は？

A 児童が施設に入所している場合や里親等に委託されている(預けられている)場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に児童手当を支給します。

Q 未成年後見人がいる場合は？

A 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に児童手当を支給します。

Q 両親が離婚協議中で別居している場合は？

A 父母が、離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している方に支給される場合があります。ただし、単身赴任の場合は、これまでどおり、児童の生活費を主に負担している方に支給します。

Q 父母が海外にいる場合は？

A 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内に住む児童を養育している人を指定すれば、指定された方に児童手当を支給します。児童の住所のある市区町村に「父母指定者指定届」を提出して、認定を受けてください。

幼児教育・保育無償化制度は、子育て世帯の負担を軽減することにより、幼児教育・保育の振興、児童の健全な育成、少子化への対策となるよう実施しています。

無償化の対象者

幼稚園、保育所(園)、認定こども園、認可外保育施設などを利用している満3～5歳児と、市民税非課税世帯の0～2歳児です(保育の必要性があることが条件となる場合があります)。ただし、通園送迎費や行事費、延長保育料などは無償化の対象外です。

施設ごとの認定区分

無償化の対象となるには、長岡京市からの認定を受ける必要があります。認定区分によって無償化の対象となる施設・サービス、必要な手続きが異なります。

	教育・保育給付認定:1～3号			施設等利用給付認定:新1号～新3号			
	保育所(園)	認定こども園		私立幼稚園		認可外保育施設	
	認可保育施設						
保育の必要性	あり	なし	あり	あり	なし	あり	
0歳児	3号						新3号※
1歳児							
2歳児 (満3歳児)							
3歳児	2号 (3歳の誕生日前日から)	1号	新3号※	新3号※	新1号	新1号	新2号
4歳児			新2号	新2号			
5歳児							

※非課税世帯のみ対象

保育の必要性

保育の必要性は、保護者のいずれもが以下の事由に該当する場合に認定されます。

保育が必要な事由	内 容
①就労	月64時間以上、働いている。
②妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない。
③疾病・障がい	疾病・負傷又は、心身に障がいがある。
④介護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している。
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っている。
⑦就学	学校等に就学しているか、職業訓練等を受けている。
⑧虐待・DV	虐待・DVのおそれがある。
⑨育児休業の継続利用	育児休業を取得し、通園児が継続して利用する必要性がある。
⑩その他	市長が認める上記の事由に類する状態にある。

施設・サービスごとの無償化範囲

認可保育施設、認定こども園、小規模保育施設、企業主導型保育※

※企業主導型保育は、市から園を通じて認定を受ける必要がありません。通園施設にお問い合わせください。

1号認定

【入所申込み時に市役所に申請】

- 保育料が全額無償化の対象です。

2号認定・3号認定

【入所申込み時に市役所に申請】

- 3～5歳児クラスは保育料が全額無償化の対象です。
- 0～2歳児クラスのうち、住民税非課税世帯は保育料が全額無償化の対象です。

私立幼稚園(通常保育)

新1号認定 新2号認定 新3号認定

【入園時に園を通じて市役所に申請】

- 保育料と入園料(月割、入園初年度のみ)を合わせて月額25,700円を上限として、無償化の対象です。上限までの保育料については支払いが不要になります。
- 上限額を超える保育料及び入園料については幼稚園への支払いが必要です。

私立幼稚園・認定こども園(教育標準時間)の預かり保育

新2号認定 新3号認定

【3か月ごとに1回、園から案内され、園を通じて市役所に請求】

- 新2号認定は月額450円、月額11,300円を上限として無償化の対象です。
 - 新3号認定は月額450円、月額16,300円を上限として無償化の対象です。
- ※利用料のうち、無償化対象分が後日還付されます。

認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター(送迎のみは除く)、ベビーシッター等

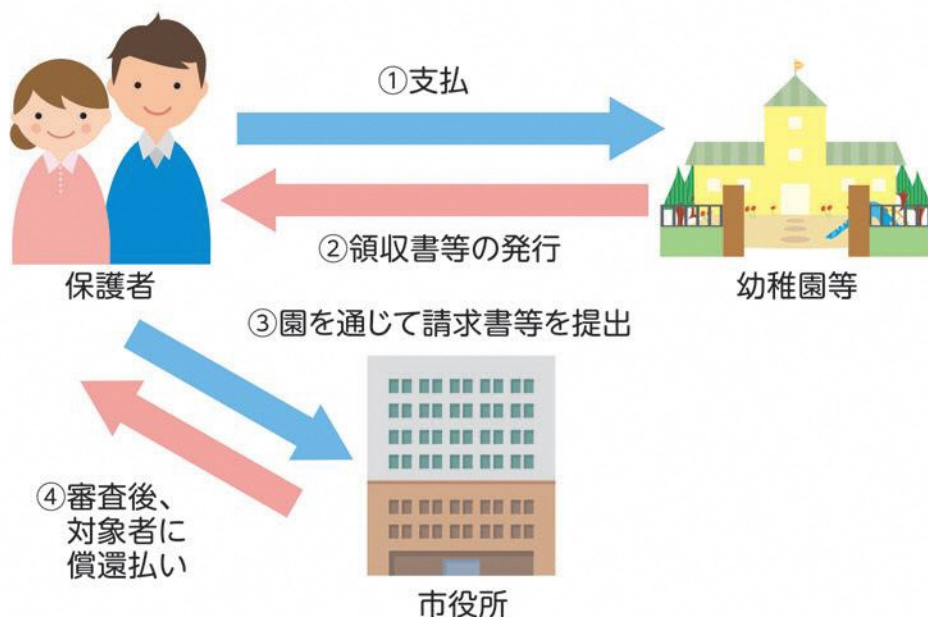
新2号認定 新3号認定

【3か月ごとに1回、保護者が市役所に申請】

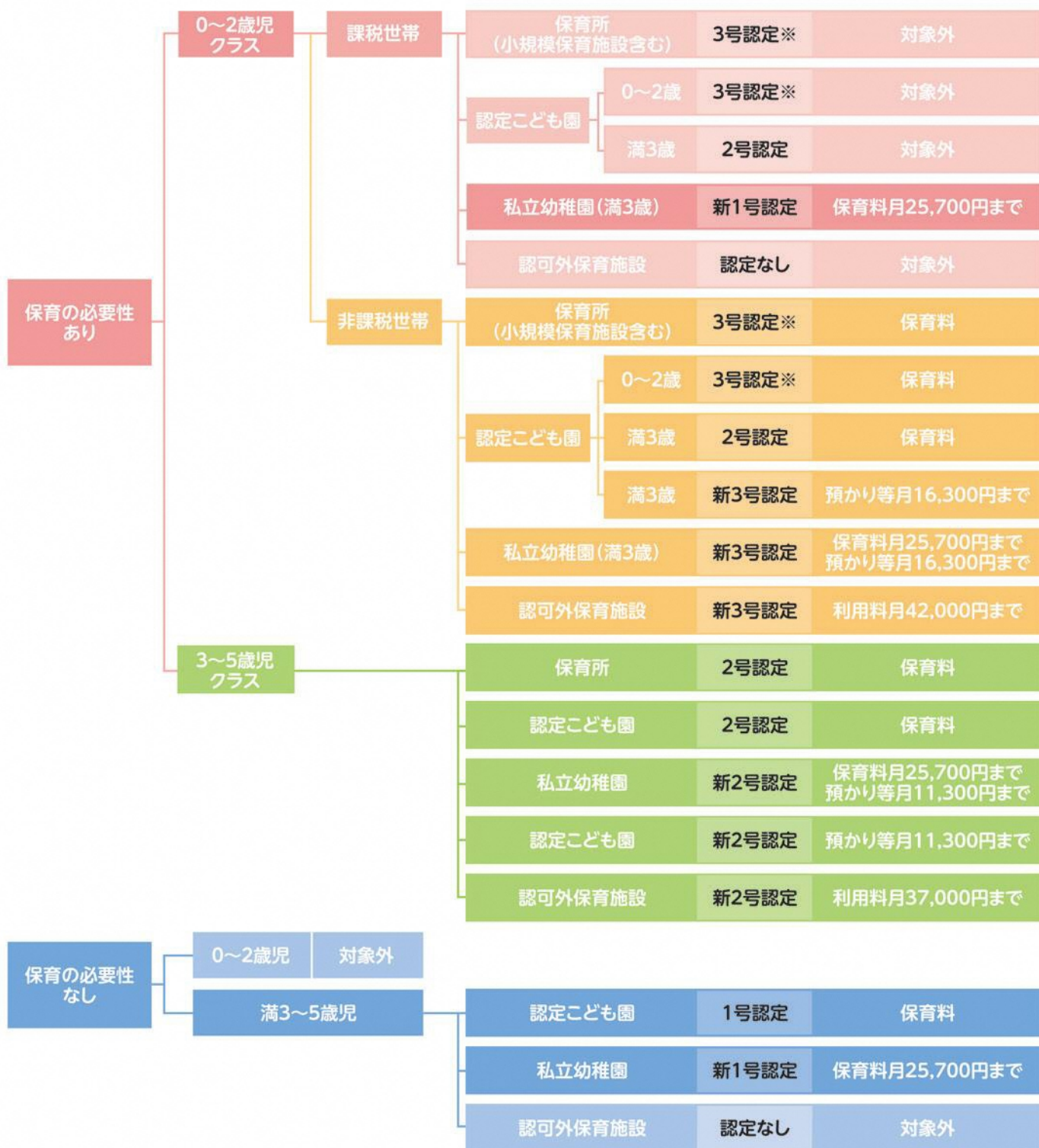
- 新2号認定は月額37,000円を上限として無償化の対象です。
- 新3号認定は月額42,000円を上限として無償化の対象です。

※認可保育施設、認定こども園、幼稚園の預かり保育(一部除く)を利用している場合、対象となりません。
※利用料のうち、無償化対象分が後日還付されます。

私立幼稚園の預かり保育 ・副食費の還付イメージ



無償化フローチャート



※保育所(園)、小規模保育施設、認定こども園の3号認定は3歳の誕生日を迎える前日に2号認定に切替



副食費の補助について

※副食費とは給食費のうちおかず、おやつ等です。

認可保育施設、認定こども園

【手続きは不要です】

対象は以下のとおりです。

- 0～2歳児クラスの給食費(米飯等の主食費及び副食費)は保育料に含まれます。
- 3歳児クラス以上について、以下に該当する場合、副食費のみ免除されます。
 - ・ 市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯
 - ・ ひとり親世帯や障がい者手帳を有する世帯などで、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯
 - ・ 市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯で、18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子
 - ・ 同一世帯で2人以上の児童が認可保育施設、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障がい児通所(園)施設等を利用している世帯の第3子

私立幼稚園

【約半年に1回、園から案内され、園を通じて市役所に請求】

対象は以下のとおりです。

世帯収入	第1子	第2子	第3子※
市民税所得割課税額77,101円未満の世帯の子ども	対象		
市民税所得割課税額77,101円以上の世帯の子ども	対象外		対象

※小学校3年生以下の範囲で、最年長の児童から数えて第3子以降となる児童が対象です。



- 給付の対象となるのは副食費(おかず、おやつ代等)のみです。預かり保育時に提供されるおやつ等は給付の対象外です。
- 月額4,700円を上限として、保護者が実際に園に支払った副食費代が無償化の対象です(副食費代の算出が難しい場合は1日あたり235円を副食費相当額とします)。

※給食費は各園で設定されています。また、給付の対象とならない園もあるため各幼稚園にお問い合わせください。

【給付方法】

利用期間	所得算定額	交付申請書提出期限	支給時期
4月～8月分	前年度の市民税所得割課税額	9月末	10月末頃振込
9月～3月分	今年度の市民税所得割課税額	4月末	5月末頃振込

※利用料のうち、無償化対象分が後日還付されます。(P.19の還付イメージを参照)

認可保育所(園)

(子育て支援課保育係 TEL 955-9518)

入所要件がありますのでご相談ください。

保育所(園)は保護者が仕事や病気などで保育が必要な状態にある乳幼児を保護者のもとから通わせて保育することを目的とする施設です。長岡京市には、公立保育所4箇所、民間保育園8箇所があります。

保育短時間 …午前8時～午後4時(最大)

保育標準時間 …午前7時30分～午後6時30分(最大)

延長保育 …午後6時30分～午後7時30分(開田保育所、新田保育所で実施)

保育料 …世帯の市民税額等により変わります。

申し込み …4月からの入所(園)は、前年の11月頃入所案内の配布を始めます。

年度の途中からの入所(園)の場合、1日入所は前月10日まで、16日入所は前月25日までに申し込み。

保育所(園)名	電話番号	FAX番号	住所	対象	一時預かり
開田保育所	954-1177	954-1178	神足3丁目2-20	6か月児～就学前	
滝ノ町保育所	954-5324	953-0061	滝ノ町2丁目2-26	6か月児～就学前	
新田保育所	952-4244	953-0062	長岡2丁目3-2	6か月児～就学前	
深田保育所	955-2588	953-0070	野添2丁目3-3	3か月児～就学前	
ゆりかご保育園	954-6410	954-3599	長岡1丁目17-15	生後57日目(産休明)～就学前	○
きりしま保育園	955-5480	955-5485	神足森本13-1	3か月児～就学前	○
きらら保育園	959-0150	959-0168	友岡1丁目2-3	6か月児～就学前	
西山井ノ内保育園	205-5310	205-5169	井ノ内南内畑34-6	5か月児～就学前	
ひまわり保育園	205-5337	205-5338	調子2丁目88-1	生後57日目(産休明)～就学前	
さくらんぼ保育園	953-5885	953-5665	神足垣外ヶ内1	6か月児～就学前	
長岡京コペル保育園	951-1517	951-1520	粟生田内41	6か月児～就学前	
こうたり保育園	950-1520	950-1525	東神足2丁目17-2	3か月児～就学前	

認定こども園

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

長岡京市には、民間の認定こども園が3箇所あります。

●保育所部分(子育て支援課保育係 TEL 955-9518)

保育時間、保育料、申込方法等は上記「認可保育所(園)」の通りです。

●幼稚園部分(子育て支援課子育て支援係 TEL 955-9558)

教育標準時間 …午前9時～午後1時

預かり保育・延長保育 …午後1時～午後4時

保育料 …全額無償化

申し込み …園で募集案内及び受付を行います。



保育所(園)名	電話番号	FAX番号	住所	対象	一時預かり
海印寺こども園	954-5264	954-3542	奥海印寺坂ノ尻2-5	(保育所部分)3か月児～就学前 (幼稚園部分)3歳児～就学前	○
今里こども園	955-7715	955-7716	今里北ノ町35-2	(保育所部分)6か月児～就学前 (幼稚園部分)同上	○
友岡こども園	954-1820	953-0048	友岡3丁目8-18	(保育所部分)生後57日目(産休明)～就学前 (幼稚園部分)同上	○

小規模保育施設

0歳～2歳児を対象とした定員19人以下の保育施設です。

小規模保育施設も保育所同様、保育が必要な状態にある乳幼児を保護者のもとから通わせて保育することを目的とします。

保育料 …世帯の市民税額等により変わります。

申し込み …認可保育所(園)と同様です。

施設名	住所	対象
小規模保育園Cherry's Hug Tel 959-7700 FAX 952-6388	竹の台15-9	生後57日目～2歳児
小規模保育園ひまわりっこ Tel 952-4177 FAX 952-4177	一文橋二丁目34-9	生後57日目～2歳児
家庭的保育園ピキニーハウス Tel 950-5104 FAX 874-5152	一文橋二丁目28-14	生後57日目～2歳児
家庭的保育園アヤナイハウス Tel 959-0330 FAX 959-0331	下海印寺上内田18-1	生後57日目～2歳児
NOZOMI保育園 友岡園 Tel 874-6850 FAX 874-6860	友岡一丁目20-5	生後57日目～2歳児
ほほえみ保育園 長岡京園 Tel 950-2117 FAX 950-2118	長岡一丁目1-11 コンフォートセブンビル1階	生後57日目～2歳児
ひかり保育園 長岡天神 Tel 951-7070 FAX 951-7071	開田二丁目7-1	生後57日目～2歳児
ニチイキッズ長岡天神保育園 Tel 959-5562 FAX 959-5563	天神四丁目7-10 レジデンス長岡天神1階	生後57日目～2歳児
いしはら保育室 長岡京 Tel 950-1268 FAX 950-1268	城の里27-4	生後57日目～2歳児
海印寺乳児園 Tel 959-9111 FAX 959-9112	奥海印寺三反畑10-2	生後57日目～2歳児
小規模保育園アトリエ Tel 959-1002 FAX 955-4615	友岡川原25-3	生後57日目～2歳児
手をつなごうあおき保育園長岡京 Tel 925-9072 FAX 925-9072	調子一丁目24-21	生後57日目～2歳児
ココカラデザイン保育園つむぎ園 Tel 963-5164 FAX 963-5165	長岡一丁目8-7 ベルメゾンナカムラ1階	生後57日目～2歳児

一時預かり

利用方法 …各園にお問い合わせください。

利用時間 …平日 午前8時30分～午後4時(休園日は除く)

※ゆりかご保育園は午前9時から ※海印寺こども園、今里こども園、友岡こども園は午後3時30分まで

料金 …各園ごとに児童の年齢で異なります。

施設名	対象年齢	施設名	対象年齢
海印寺こども園	満12か月～5歳児	友岡こども園	満12か月～5歳児
ゆりかご保育園	1～3歳児	今里こども園	満12か月～5歳児
きりしま保育園	1～5歳児		



認可外保育施設(一時預かり、給食有り)

利用に関しては、直接施設にお申し込みください。

施設名	住所	対象	保育時間	助成金対象
静野幼稚園 Tel 951-3548	長岡2丁目29-7	6か月～ 就学前	平日 午前7時30分～午後5時30分 土曜 午前8時～午後2時 (延長 平日:～午後6時30分、 土曜:～午後5時)※一時預かり相談可	○
家庭的保育園レインボーハウス Tel 874-5104	一文橋2丁目27-3	産休明け～ 就学前	平日 午前8時～午後6時 (延長 午前7時～、～午後7時) 土曜・休日は園カレンダーに沿う開園あり ※一時預かりあり ※その他相談可 ※シッター対応あり	○
マリアンキッズインターナショナル スクール長岡京校 Tel 874-1547	馬場1丁目106-10	1歳～ 就学前	平日 午前9時～午後5時 (延長 午前7時30分～、～午後6時30分)	○
企業主導型保育園 長岡京なないろ保育園 Tel 323-7716	天神1丁目15-7	3か月～2歳児 (満3歳の 年度末まで)	平日・土曜 午前7時30分～午後6時30分 (延長保育なし) 年末年始休園 ※一時預かり相談可	×
企業主導型保育園 かえで保育園 Tel 953-5885	神足垣外ヶ内 1番地	0歳児～ 2歳児	平日 午前8時～午後6時 土曜 午前9時～午後4時 (延長保育なし)	×

認可外保育施設利用助成金

(子育て支援課保育係 Tel 955-9518)

認可外保育施設の利用に当たっては助成金が受けられます。

市内在住、生後57日～3歳児未満の児童の保護者が対象です。

条件:保育が必要な要件があること。ただし、育児休業中および求職期間中は除く。

- ◆市民税課税世帯
- ①均等割のみ課税又は所得割額 48,600円未満…32,000円/月
 - ②所得割額 48,600円以上97,000円未満…25,000円/月
 - ③所得割額 97,000円以上134,000円未満…18,000円/月
 - ④所得割額 134,000円以上187,000円未満…11,000円/月
 - ⑤所得割額 187,000円以上…4,000円/月

4～8月分は令和5年度市民税額、9～3月分は令和6年度市民税額で算定します。

住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用しません。

認可外保育施設、認可保育所等に複数の児童を預けている世帯の場合、

第2子…10,000円、第3子以降…30,000円を加算します。(上限額42,000円/月)

市民税所得割額が169,000円未満であり、18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、

申請児童が最年長の児童から数えて、第3子以降に該当する場合は、

42,000円/月を支給します。

上記の金額と各月に施設へ支払った保育料とを比較し、低い方を助成します。